

中海・穴道湖・大山圏域市長会 海外商談会参加等支援補助金について

中海・穴道湖・大山圏域市長会が実施しています「海外商談会参加等支援補助金（以下「市長会補助金」）」につきまして、平成26年度から補助制度の内容を一部改正します。

一 補助金交付要件等 一

■対象事業：日本発着1往復1地域（商談会等参加のための海外渡航先は問いません）での商談会等への参加事業（平成25年度まで補助対象事業としていました「市場調査事業」は対象から除きます。）

■申請回数：年度内に1回、かつ平成24年度から起算して、1事業者あたり通算3回

■補助金額：補助率：補助対象経費の1/2 補助上限額：30万円 を原則とし、以下にあてはまる場合は①～③の補助率、補助上限額とします。

① 北東アジア（ロシア、韓国、中国）での商談会等へ参加する場合

補助率 2/3 補助上限額 30万円

② 平成24年度から申請の前年度までに市長会補助金の交付を受けた場合

補助率 1/4 補助上限額 15万円

③ 市長会補助金にあわせて、他の補助制度による補助金等の交付を受ける場合

補助率 1/2 補助上限額 15万円

※①と②③いずれかに重複する場合⇒①を適用。②と③に重複する場合⇒②を適用。

■補助対象経費：下記表のとおり。表中「区分」のうち、他制度による補助金の交付を受けるものについては、市長会補助金の対象経費とはなりません。

区 分	内 容
(1) 会場費	ア 小間料 商談会等の主催者が定めた出展料 イ 展示工事費 補助対象者が独自に行う展示の際に必要な装飾工事費及び電気工事費 ウ 備品使用料 展示ブース内で使用する音声映像機器、ショーケース、照明機器等のレンタルに要する経費 エ その他 登録料など出展又は参加に際し必要となる経費
(2) 現地通訳費	商談時における現地通訳に要する経費
(3) 輸送費	展示品、パンフレット等の輸送に係る経費、保険料等
(4) 宣伝活動費	商談会等において配布する自社又は自社製品に係るパンフレット、展示パネル、PR資料の作成等に要する経費であって、当該商談会等に参加するため新たに作成したものに限り、翻訳費用等を含む。
(5) 旅費	宿泊費及び交通費に限り、食費及び日当を除く。 宿泊費は一泊あたり19,300円を上限とする。 航空賃はエコノミークラス相当額とする。 1事業について1名分とする。
(6) その他	(1)～(5)のほか、会長が必要と認める経費

－ 補助金の活用（例） －

平成26年度から市長会補助金を利用する場合

◆北東アジア（ロシア、韓国、中国）での商談会等へ参加する場合（他制度併用含む）

3回とも補助率 2/3 上限 30 万円

◆北東アジア以外での商談会等へ参加する場合

1 回目：補助率 1/2 上限 30 万円 2、3 回目：補助率 1/4 上限 15 万円

◆他制度による補助金を併用して、北東アジア以外での商談会等へ参加する場合

1 回目：補助率 1/2 上限 15 万円 2、3 回目：補助率 1/4 上限 15 万円

◆北東アジアとその他の地域での商談会等へ参加する場合

1 回目：北東アジア 2 回目以降：その他地域

⇒1 回目：補助率 2/3 上限 30 万円 2、3 回目：補助率 1/4 上限 15 万円

1 回目：その他地域 2 回目以降：北東アジア

⇒1 回目：補助率 1/2 上限 30 万円 2、3 回目：補助率 2/3 上限 30 万円

1、2 回目：その他地域 3 回目：北東アジア

⇒1 回目：補助率 1/2 上限 30 万円 2 回目：補助率 1/4 上限 15 万円

3 回目：補助率 2/3 上限 30 万円

平成24年度から申請の前年度に市長会補助金の交付を受けている場合

◆北東アジアでの商談会等へ参加する場合

通算2回目、3回目：補助率 2/3 上限 30 万円

◆北東アジア以外での商談会等へ参加する場合

通算2回目、3回目：補助率 1/4 上限 15 万円

その他、詳細につきましては、「中海・宍道湖・大山圏域市長会 海外商談会参加等支援補助金交付要領」および「中海・宍道湖・大山圏域市長会 海外商談会参加等支援補助金募集要項」をご確認ください。

お問合せ先

中海・宍道湖・大山圏域市長会事務局

〒690-8540 松江市末次町 86 番地 松江市役所内

電話：0852-55-5056 FAX：0852-55-5058

E-Mail：dandan-summit@city.matsue.lg.jp